

第11の2 特定小規模施設用自動火災報知設備

1 構成

- (1) 自動火災報知設備は、受信機を中心として信号のやり取りや電力の供給、火災時の警報や表示を行うシステムとなっており、その作動の流れは、感知器から（必要に応じ中継器を介して）火災信号を受信機へ送り、受信機の表示機能により防災センター等において火災の発生を表示・警報するとともに、受信機の地区音響鳴動装置により防火対象物内に配置された地区音響装置を鳴動して警報を発するものであり、特定小規模施設用自動火災報知設備については、従来の自動火災報知設備と次の点において異なる。

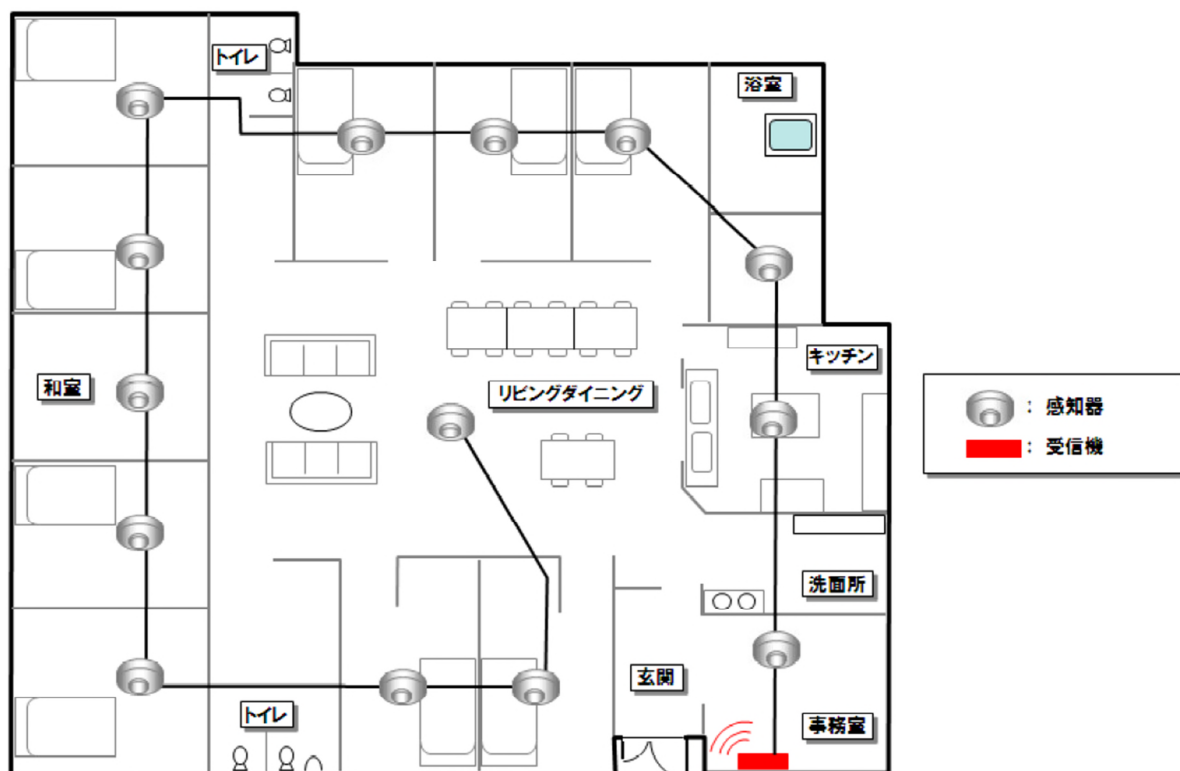
ア 個々の感知器の警報を連動させることにより、施設全体に火災の発生を報知することができること。

イ 建物構造等にかんがみ、逃げ遅れ防止の観点で特に重要と考えられる場所に感知器を設け、受信機での感知場所の表示は必ずしも要さないこと。

ウ 電源供給やシステムの状態確認など受信機が担っているシステムが他の方法でも確保できる場合は、受信機の設置を必ずしも要さないこと。

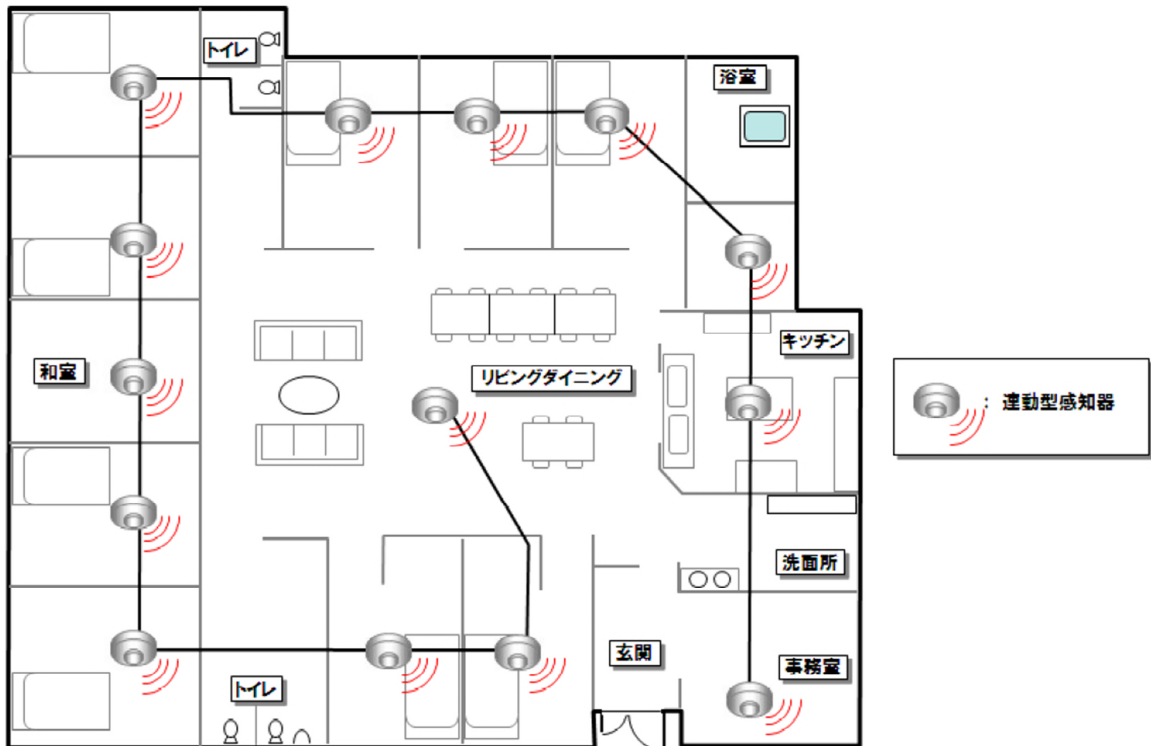
- (2) 特定小規模施設用自動火災報知設備の構成例

ア P型2級受信機のうち接続することができる回線が一の受信機を設けた特定小規模施設用自動火災報知設備（第11の2-1図参照）



第11の2-1図

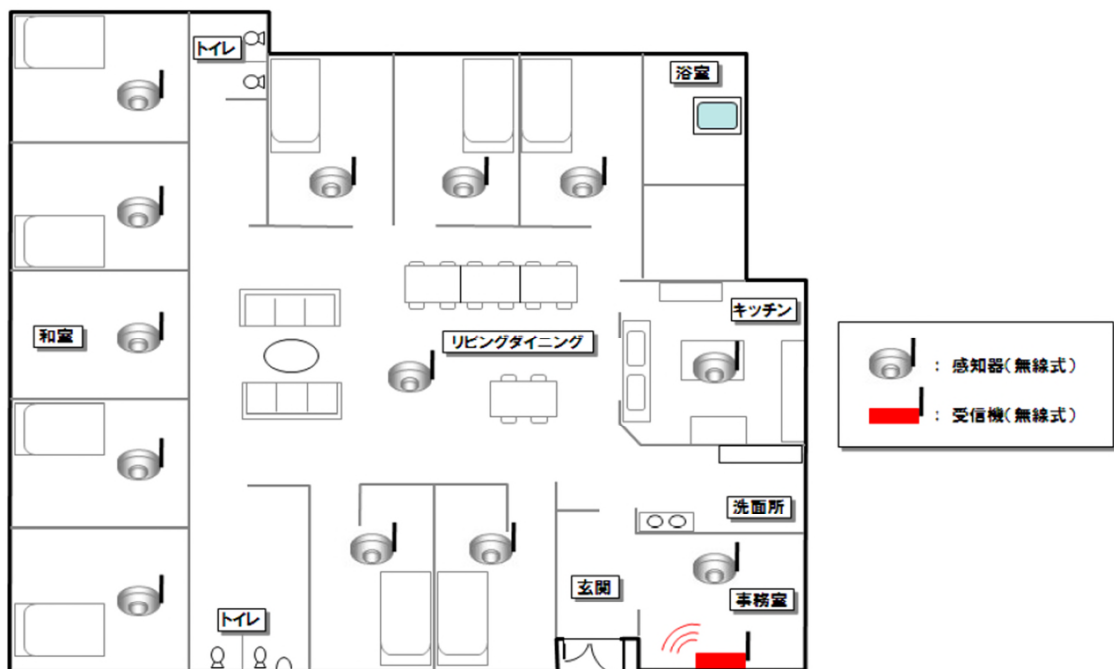
イ 連動型感知器による特定小規模施設用自動火災報知設備（第 11 の 2-2 図参照）



第 11 の 2-2 図

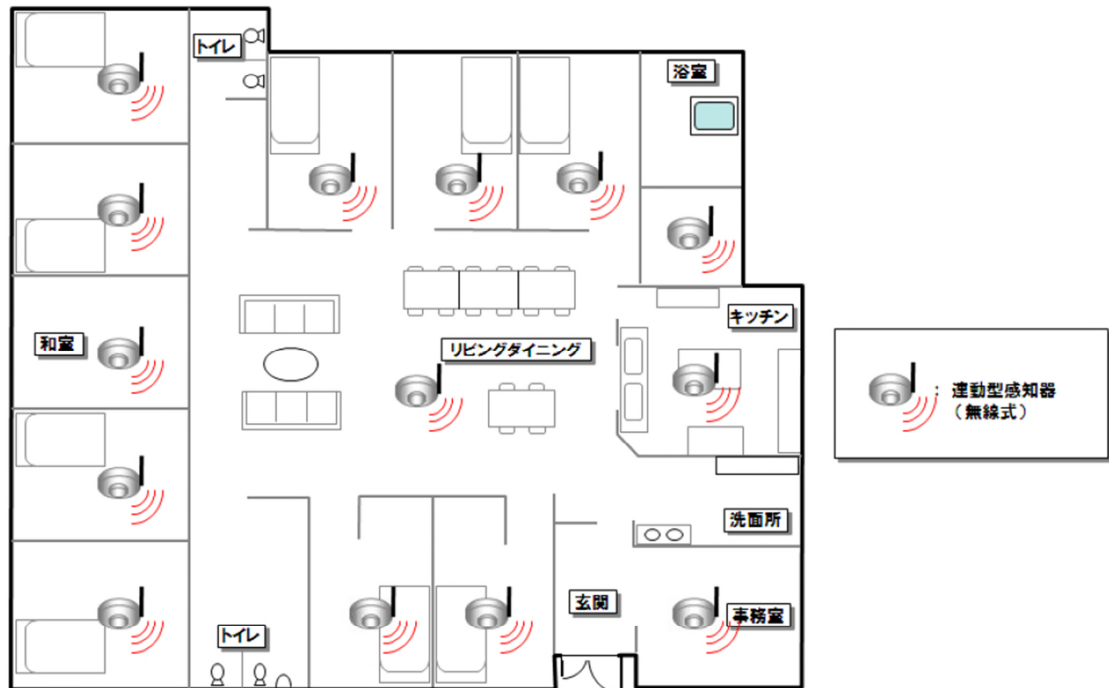
(3) 無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備の構成例

ア 無線式の感知器及び受信機による特定小規模施設用自動火災報知設備（第 11 の 2-3 図参照）



第 11 の 2-3 図

イ 無線式の連動型感知器による特定小規模施設用自動火災報知設備(第 11 の 2-4 図参照)



第 11 の 2-4 図

2 用語の意義

(1) 特定小規模施設

次に掲げる防火対象物であって、省令第 23 条第 4 項第 7 号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものをいう。

ア 次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が 300 ㎡未満のもの

(ア) 政令別表第 1 (2) 項ニに掲げる防火対象物

(イ) 政令別表第 1 (5) 項イ、(6) 項イ(1)から(3)まで及び(6) 項ロに掲げる防火対象物

(ロ) 政令別表第 1 (6) 項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

イ 政令別表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの（延べ面積が 300 ㎡以上のものにあつては、省令第 13 条第 1 項第 2 号に規定する小規模特定用途複合防火対象物(政令第 21 条第 1 項第 8 号に掲げる防火対象物を除く。)であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第 5 号及び第 11 号から第 15 号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）及び省令第 23 条第 4 項第 1 号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。）

(ア) 政令別表第 1 (2) 項ニに掲げる防火対象物

(イ) 政令別表第 1 (5) 項イ、(6) 項イ(1)から(3)まで及び(6) 項ロに掲げる防火対象物

(ロ) 政令別表第 1 (6) 項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

ウ 政令別表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物のうち、以下の全ての要件に適合するもの

(ア) 延べ面積が 300 ㎡以上 500 ㎡未満

(イ) 政令別表第 1 (5) 項イ及びロ以外の用途に供される部分が存しない

(イ) 政令別表第 1 (5)項イの用途に供される部分の床面積が 300 m²未満

(2) 特定小規模施設用自動火災報知設備

特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

(3) 連動型感知器

「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」(昭和 56 年自治省令第 17 号) 第 2 条第 19 号の 6 に規定する連動型警報機能付感知器をいう。

3 受信機

受信機は、「特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準」(平成 20 年消防庁告示第 25 号。以下「特定小規模自火報告示」という。) 第 2. 5 によるほか、次によること。

(1) 省令第 12 条第 1 項第 8 号に規定する防災センター等(防災センター等に類する場所がない場合にあっては火災表示を容易に確認できる場所) に設けること。ただし、すべての感知器が連動型感知器であって、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができる。

(2) 第 1 1 自動火災報知設備 3 を準用すること。

4 警戒区域

警戒区域は、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成 20 年総務省令第 156 号。以下「特定小規模施設省令」という。) 第 3 条第 2 項第 1 号の規定によるほか、次によること。

(1) 二の階にわたる特定小規模施設については、階段室等も含めて全体を一の警戒区域(一辺の長さが 50m 以下に限る。) とすることができるものであること。

(2) 第 1 1 自動火災報知設備 4 を準用すること。

5 感知器

感知器は、特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 2 号及び特定小規模自火報告示第 2. 1 によるほか、次によること。

(1) 感知器は、次のアからウまでの場所の天井の屋内に面する部分に設けること。ただし、床面積が 30 m²以下のアの場所に限り壁に感知器を設けることができる。

ア 居室及び床面積が 2 m²以上の収納室(居室内にある押入れ、物入れ、クローゼット等で水平投影面積が 2 m²以上のもの。)

イ 倉庫(居室外にあるもので水平投影面積が 1 m²以上のもの。)、機械室その他これらに類する室

ウ 政令別表第 1 (2)項ニに掲げる防火対象物又はその部分が存する特定小規模施設の内部に設置されている階段、廊下等

(2) 感知器の選択

ア 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器であること。

イ スポット型感知器を壁面に設置する場合は、特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 2 号の規定により有効に火災の発生を感知することができるように設けなければならないことから、特に定温式のものについては公称作動温度が 65 度以下で特種のものとする必要があること。

ウ 感知器の設置に関する種別等の選択については、第 1 1 自動火災報知設備 5.(2)によること。ただし、特定小規模施設のうち政令別表第 1(6)項ロに存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることに鑑み、第 11-2 表備考欄中の「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること」とある場所には、原則該当しないものとして取扱う。

6 中継器

中継器は、特定小規模自火報告示第 2.2 によること。

7 発信機

発信機は、特定小規模自火報告示第 2.9 によるほか、第 1 1 自動火災報知設備 6 を準用すること。

8 地区音響装置

地区音響装置は、特定小規模自火報告示第 2.8 によるほか、次によること。

- (1) P (GP) 型 2 級 1 回線、P (GP) 型 3 級受信機を設ける場合は、地区音響装置を設置すること。★
- (2) 地区音響装置は、第 1 1 自動火災報知設備 7 を準用すること。

9 電源

電源は、特定小規模自火報告示第 2.6 によるほか、次によること。

- (1) 常用電源を交流低圧屋内幹線から供給する場合は、第 1 1 自動火災報知設備 3.(3).ア.(7)を準用すること。
- (2) 常用電源を蓄電池から供給する場合は、第 1 1 自動火災報知設備 3.(3).ア.(4)を準用すること。

10 非常電源

非常電源は、特定小規模自火報告示第 2.7 によるほか、受信機を設ける場合は、第 1 1 自動火災報知設備 3.(3).イを準用すること。

11 配線

配線は、特定小規模自火報告示第 2.3 によるほか、次によること。

- (1) 「感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できる」措置とは、受信機において断線等が確認できる場合のほか、連動型感知器により受信機の設置を要しない場合に、当該連動型感知器自体に断線等があった場合に電源灯の消灯等により、断線等を確認できるように措置されたものが該当するものであること。なお、従来どおり送り配線の方式でも構わない。
- (2) 配線は、第 1 1 自動火災報知設備 8 を準用すること。

12 特 例

次のいずれかの号に該当するものにあつては、政令第 32 条を適用し、当該設備を設置することができるものとする。

- (1) 一戸建て住宅の全部又は一部を政令別表第 1(5)項イに掲げる用途として使用することにより、特定一階段等防火対象物に該当し、特定小規模施設とならないもので、次に掲げる要件

を満たすもの

- (ア) 地階を含む階数が3以下であること。
 - (イ) 延べ面積が300㎡未満であること。
 - (ウ) 3階又は地階の宿泊室の床面積の合計が50㎡以下であること。
 - (エ) 全ての宿泊室の出入口扉に施錠装置が設けられていないこと。
 - (オ) 全ての宿泊室の宿泊者を一の契約により宿泊させるものであること。
 - (カ) 階段部分には、煙感知器を垂直距離7.5m以下ごとに設置すること。
 - (キ) 特定小規模施設用自動火災報知設備は特定小規模施設省令第3条第2項及び第3項の規定（特定小規模自火報告令第2.5を除く。）により設置すること。
- (2) 政令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物の全部又は一部の住戸を同表(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げるいずれかの用途として使用することにより、3以上の階にわたり自動火災報知設備の設置が必要となる場合であつて、次に掲げる要件を満たすもの
- (ア) 特定小規模施設であること。
 - (イ) 階段室型（階段室が一のものに限る。）であること。
 - (ウ) (イ)の階段は、屋外に設けるもの又は「省令第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第7項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件」（平成14年消防庁告示第7号。以下「7号告示」という。）で定める開口部を有する屋内避難階段であること。
 - (エ) 自動火災報知設備の設置を要する部分が6以上の階にわたらないこと。
 - (オ) 特定小規模施設用自動火災報知設備は特定小規模施設省令第3条第2項及び第3項の規定（特定小規模自火報告令第2.5を除く。）により設置すること。